

第89回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「会社の業務の適正を確保するための体制」
- 連結計算書類
「連結持分変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第89期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社村田製作所

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、これらは、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。

【会社の業務の適正を確保するための体制】

1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①複数の社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
- ②内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
- ③企業の社会的責任（CSR）を果たすため、コンプライアンス、環境等、CSRに関する活動を統括する委員会組織を設置し、当社及び子会社（以下、当社グループという）のCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
- ④CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関する委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
- ⑤取締役、執行役員及び従業員が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底します。
- ⑥コンプライアンス違反行為を早期発見・未然防止するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
- ⑦反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
- ⑧独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役が適宜閲覧できるようにします。
- ②文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。
- ③会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。
- ②リスク管理に関する委員会組織を設置し、当該委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議、当社グループの全社的なリスク案件についての対策の検討を行います。
- ③各リスクの主管部門が年2回、当社グループが現在直面しているリスク、あるいは近い将来に予想されるリスクを抽出・評価し、対策を策定し、リスク管理に関する委員会組織はそれらの内容を審議し必要に応じて追加対策を指示します。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①中長期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
- ②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
- ③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、稟議手続により関係

する取締役、執行役員等の審議を経て行うこととします。

④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する機関として、経営会議を設置します。

⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び従業員に提供し、共有する仕組みを構築します。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、社是の具現化に向けて制定された企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。

②当社グループにおいて、共通の意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。付議基準に合致した案件については、経営会議・取締役会に付議し、審議します。

③当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。

④内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。

⑤子会社の取締役、執行役員及び従業員は、第2号乃至第4号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。

⑥各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。

6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、及び当該従業員の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の職務を補助する部門を設置し、相当数の専任の従業員を配置します。

②当該従業員は、業務執行取締役の指揮・命令を受けないこととします。また当該従業員の人事に関する事項について、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ることとします。

7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会に対して、経営会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。

②業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。

③子会社の役員、監査役及び従業員が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告します。

④前各号のほか、業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会の求めがあるときは随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。

⑤前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととします。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①業務執行取締役は監査等委員会が選定する監査等委員が重要会議に出席できる環境を整備します。
- ②業務執行取締役及び従業員は監査等委員会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
- ③業務執行取締役及び従業員は、監査等委員会が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
- ④監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
- ⑤業務執行取締役及び従業員は監査等委員会と会計監査人との連携に際し、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
- ⑥内部監査部門は監査等委員会の求めに応じ、協力、連携します。
- ⑦代表取締役等は監査等委員会と情報交換に努めます。

【会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況】

1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会では、「取締役会規定」等の社内規定に基づき、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務執行に対する監督を行っています。
- ・「独立社外取締役選任基準」を定め、その基準に従って社外取締役を複数名選任し、各氏より、取締役会において専門的な見地と豊富な経験に基づいた意見をいただくとともに、活発な議論をいただいています。
- ・「内部統制管理委員会」を設置し、同委員会において内部統制システムの整備及び運用状況について評価・検討を行うとともに、その内容を取締役会へ定期的に報告しています。
- ・「コンプライアンス推進委員会」、「環境委員会」、「気候変動対策委員会」、「社会・地域貢献委員会」、「健康安全推進委員会」、「人権委員会」を設置し、これらを統括する委員会として「CSR統括委員会」を設置しています。また、CSR活動の推進を担当する専任の組織を設置しています。
- ・「コンプライアンス・プログラム規定」「企業倫理規範・行動指針」等のコンプライアンス関連の規定類を整備し、各部門におけるコンプライアンス推進リーダーを選任すること等により、適切なコンプライアンス体制を維持継続し、さらなる充実に向けて活動しています。また、コンプライアンス推進委員会において、その活動状況等について定期的に取締役会へ報告しています。
- ・社内・社外に通報受付窓口を設置し、匿名・半匿名・実名で通報を受け付けています。通報の取扱いにあたっては、通報者が不利な取扱いを受けないよう制度化し、適切な対応に努めています。
- ・反社会的勢力への対応マニュアルを各事業所、関係会社へ配布しています。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において第三者評価を実施することで、業務の透明性と実効性を向上させるべく取り組んでいます。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書保管・保存管理規定」等の社内規定に基づき、情報が適切に保管・保存される体制の構築に努めています。また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、従業員等への教育に注力し、適切な情報管理の徹底に努めています。
- ・重要な決定事項については、「情報開示委員会」を設置し、個別案件の開示の必要性及び開示内容を審議する体制を構築し、適時適切な開示の実現に努めています。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・「リスク管理基本規定」等の社内規定を整備するとともに、各業務機能を主管する部門ごとに定期的に全社的リスクの有無・内容等を調査・評価し、それらをリスク管理委員会に報告しています。リスク管理委員会は、報告を受けた個々のリスクについて、対応する施策を審議し、その後の施策の実施状況についても検証しています。

- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・中期構想（3ヵ年）を策定し、取締役会で定期的に進捗報告を行っています。年度方針は、取締役会で決議し、社内へ発表して共有しています。
 - ・執行役員制度を導入し、日常の業務執行は執行役員が行うことで、効率的な意思決定を図っています。
 - ・当社及び当社グループの意思決定について稟議制度を確立しており、この制度にのっとり意思決定を行っています。また、専用の情報システムを導入しており、効率的な審議を実現するとともに、意思決定の結果のみならず経過も含めて記録し、可視化しています。
 - ・経営会議では、社内規定に定めた経営案件について審議する体制としており、重要な経営方針、計画、業務執行等を審議しているほか、方針・予算の遂行状況等の報告を受け、評価し改善につなげています。
 - ・取締役会は、定期的に、業務遂行状況の報告を受けており、専用の情報システムによって、関係する取締役、執行役員及び従業員に対し、定期報告書等を共有しています。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・社是を含む経営理念はイントラネットサイト及び社内報への掲載、教育制度への組み込み等の施策により共有に努めています。また、社是の具現化に向けて制定された企業倫理規範・行動指針についても同様に周知徹底しています。
 - ・前述のとおり当社及び当社グループにおいて稟議制度を確立しています。また、当社は、子会社の一定の事項については助言または承認を行っています。
 - ・当社において各機能を主管する部門は、当社グループ全体における、業務の標準化、効率化及び適正化を図るために規定類の整備を進めるとともに、各業務の運用等について、適切に指導を行っています。
 - ・内部監査部門は、当社及び当社グループについて、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの重点項目の整備状況と運用状況について評価・モニタリングを行い、透明性と実効性の向上に努めています。また、業務プロセスレベルの内部統制評価を通じた提案も実施しています。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、及び当該従業員の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の職務を補助する部門を設置し、相当数の専任の従業員を配置しています。
 - ・当該従業員は、常勤監査等委員から直接職務上の指示を受けており、また当該従業員の任命、異動、その他人事評価に関しては、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ています。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・経営会議等の議事録・資料、稟議書、定期報告書は、常勤監査等委員が適時閲覧できるようにしています。また、経営会議、CSR統括委員会、内部統制管理委員会、情報開示委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の各会議体においても、いつでも常勤監査等委員が出席できる体制となっており、その議事録、内部・外部機関の監査結果等は、常勤監査等委員にも配信・報告される体制となっています。その他、随時監査等委員会から要求される文書、情報等についても、個別に提出、報告が実施されています。

- ・ 当社の業務執行取締役、執行役員及び従業員、または、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社グループの業務執行に関して、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に対して報告できる体制が整備されており、報告した者に対して報告をしたことを理由として不利な取扱いはしていません。さらに、コンプライアンス違反の報告・相談窓口として、常勤監査等委員に直接報告や相談が可能な窓口を設置しています。
- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 前述のとおり常勤監査等委員が経営会議等の重要会議に出席できるよう対応しています。
 - ・ 監査等委員会が策定した監査計画は、取締役会で報告し、取締役と共有しています。取締役は、監査等委員会の監査並びに弁護士、会計監査人からの意見聴取に関し積極的に協力しています。
 - ・ 監査等委員の職務の執行に必要な費用については、必要な予算を確保し、実際に生じた費用等については当社が負担しています。
 - ・ 監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携が実現しています。
 - ・ 代表取締役は、定期的に監査等委員会との会合を持ち、監査等委員会の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われています。

連結持分変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

| 項 目 | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | | 非支配持分 | 資 本 合 計 |
|----------------------------|----------------|-----------|-----------|--------------------|----------|-----------|-------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | その他の資本の 構 成 要 素 | 自 己 株 式 | 合 計 | | |
| 2024年4月1日現在残高 | 69,444 | 121,231 | 2,332,018 | 166,895 | △133,441 | 2,556,147 | △538 | 2,555,609 |
| 当期利益 | | | 233,818 | | | 233,818 | △845 | 232,973 |
| その他の包括利益 | | | | △27,410 | | △27,410 | △10 | △27,420 |
| 当期包括利益合計 | | | 233,818 | △27,410 | | 206,408 | △855 | 205,553 |
| 自己株式の取得 | | | | | △80,006 | △80,006 | | △80,006 |
| 自己株式の処分 | | 0 | | | 0 | 0 | | 0 |
| 自己株式の消却 | | △20,812 | △56,541 | | 77,353 | — | | — |
| 配当金 | | | △101,581 | | | △101,581 | △114 | △101,695 |
| 株式報酬取引 | | △290 | | | 902 | 612 | | 612 |
| 支配継続子会社に対する持分変動 | | △775 | | | | △775 | 677 | △98 |
| その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替 | | | △7,030 | 7,030 | | — | | — |
| 所有者との取引額合計 | | △21,877 | △165,152 | 7,030 | △1,751 | △181,750 | 563 | △181,187 |
| 2025年3月31日現在残高 | 69,444 | 99,354 | 2,400,684 | 146,515 | △135,192 | 2,580,805 | △830 | 2,579,975 |

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

1) 連結子会社数及び主要な会社名

82社 (株)福井村田製作所、(株)出雲村田製作所、(株)富山村田製作所、
(株)金沢村田製作所、(株)岡山村田製作所、(株)小諸村田製作所、
(株)東北村田製作所、
Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、
Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、
Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.、Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.、
Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.、Foshan Murata Materials Co., Ltd.、Murata
Electronics Trading (Tianjin) Co., Ltd.、Murata Electronics Europe B.V.、
Murata Electronics (Thailand), Ltd.、Philippine Manufacturing Co.of Murata,
Inc.、Murata Electronics Singapore(Pte.)Ltd.、Murata Integrated Passive Solutions SAS、
Murata Manufacturing Vietnam Co., Ltd.、他)

2) 関連会社の数

1社 (うち持分法適用会社 1社)

2. 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社 (新規) 2社

連結子会社 (除外) 3社

3. 重要性がある会計方針

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費、及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

3) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性及び資本性金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) 公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(イ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

公正価値で測定する負債性金融資産は以下の要件をともに満たす場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ロ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

公正価値で測定する資本性金融資産は、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなく、その他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

(ハ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(イ) (ロ) 以外の公正価値で測定する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

(イ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

当該金融資産の公正価値の事後的な変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

(ロ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当該金融資産の公正価値の事後的な変動額は、その他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(ハ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当該金融資産の公正価値の事後的な変動額は、純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、内部信用格付けの格下げや、取引先の経営成績の悪化、期日経過情報等を考慮しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値で認識しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
 - ・貨幣の時間価値
 - ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
- 著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の帳簿価額を直接減額しております。

② 金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定されます。

当社グループは、認識されている金融資産と負債及び将来の取引に関するキャッシュ・フローを確定させるため、先物為替予約を利用しております。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

4) 有形固定資産

取得原価には、当該資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。当初認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

5) のれん及び無形資産

① のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引き受けた負債の正味の金額を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎年同じ時期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。当初認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

なお、当社グループ内部で発生した研究開発費は、次の資産計上の要件のすべてを満たす開発活動に対する支出を除き、発生時に費用計上しております。

- ・使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出すること
- ・開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産は、その見積耐用年数にわたって、定額法により償却を行っております。

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

6) リース

リース契約の借手となる場合、リース開始日において使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債の当初測定は開始日現在で支払われていないリース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト等を調整した取得原価で測定しております。

開始日後においては、使用権資産はリース期間にわたって定額法で減価償却を行っており、減価償却費は連結損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費に計上しております。リース負債は、リース料を利息法に基づき支払利息とリース負債の返済額に配分し、支払利息は連結損益計算書の金融費用に計上しております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産等を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、各報告期間の末日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候の有無を評価し、減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、統合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次にその単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、各報告期間の末日ごとに損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが増減した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

8) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引いて算定しております。

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。確定給付制度に係る資産または負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。この計算による資産上限額は、制度からの返還または将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限としております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付負債または資産の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

9) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

10) 収益認識

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に定められた以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、当社グループの事業別セグメント（コンポーネント、デバイス・モジュール及びその他）を構成する電子部品並びにその関連製品の販売を行っております。製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

I F R S に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直しを行っております。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があるものは、次のとおりであります。

1) 有形固定資産の減損

当連結会計年度における有形固定資産の残高は連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

当社グループは有形固定資産について、各報告期間の末日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候の有無を評価し、減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。

資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値は、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、成長率等の仮定を基に算定した見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

減損損失は、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。

有形固定資産の回収可能価額は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業計画や経済条件等に予測不能な変化が生じた場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度に認識した減損損失の内訳は、「(非金融資産の減損に関する注記)」に記載のとおりです。

2) のれんの減損

当連結会計年度におけるのれんの残高は連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

当社グループはのれんについて、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っており、さらに、減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。

のれんの減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した今後5年以内の事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前加重平均資本コストを基礎とした割引率により現在価値に割り引いて算定しております。また成長率は、資金生成単位又は資金生成単位グループの属する産業もしくは国における長期の予想インフレ率等を参考に決定しております。

減損損失は、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。

のれんの回収可能価額は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業計画や経済条件等に予測不能な変化が生じた場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権 2,609百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,840,763百万円
3. その他の資本の構成要素の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | |
|-------------------------------|---------|
| その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産 | 3,463 |
| 在外営業活動体の換算差額 | 143,052 |
| 合計 | 146,515 |

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 2025年3月31日現在における発行済普通株式の総数 1,963,001,843株
2. 剰余金の配当に関する事項
 - 1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 51,009 | 27 | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |
| 2024年11月1日 取締役会 | 普通株式 | 50,572 | 27 | 2024年9月30日 | 2024年11月25日 |

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2025年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 55,871 | 利益剰余金 | 30 | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 資本管理

当社グループは、健全な財務体質と高い資本効率を両立することを目指し、資本管理を行っております。

当社グループは、資本管理において、親会社所有者帰属持分当期利益率並びにROIC（税引前）を重要な経営指標と位置づけ、その向上に取り組んでおります。

2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）にさらされており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは為替変動リスクを回避するために為替予約を行っておりますが、トレーディング目的で保有している為替予約はありません。

3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、為替予約取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的であります。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものではありません。

4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

5) 為替リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、主に米ドルの為替変動が業績に大きく影響いたします。

当社グループは、為替変動リスクを軽減するために、海外での販売について為替の変動を販売価格に反映させるよう努めており、また為替変動による損益への影響をヘッジする目的で、為替相場のトレンドや為替に影響を与えるイベント等を基にヘッジコストを考慮しながら外貨建取引金額の一定比率に対して為替予約契約を締結しております。なお、当該為替予約契約について、ヘッジ会計は適用していませんが、この取引が為替変動による影響を有効に相殺しているものと判断しております。

6) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金調達に伴って発生する利息を支払っていますが、金利支払が当社グループに与える影響は小さく、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えております。

7) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、取引関係の維持・強化を図るために取引先企業の上場株式を保有していることから、株価の変動リスクにさらされております。当社グループは、定期的に公正価値や取引先企業の財務状況等を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

当社グループは公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

1) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表に含めておりません。

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 公正価値 |
|-----------------------------|-------|-------|
| 償却原価で測定する金融負債 | | |
| 社債及び長期借入金 (1年以内返済予定分を含む) | 2,437 | 2,437 |
| 合計 | 2,437 | 2,437 |

長期借入金（1年以内返済予定分を含む）の公正価値は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

2) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------------------------|--------|------|--------|--------|
| 資産： | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| デリバティブ | — | 153 | — | 153 |
| 株式及び出資金等 | — | — | 12,132 | 12,132 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| 株式 | 14,486 | — | 976 | 15,462 |
| 合計 | 14,486 | 153 | 13,108 | 27,747 |
| 負債： | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | | | | |
| デリバティブ | — | 5 | 1,728 | 1,733 |
| 合計 | — | 5 | 1,728 | 1,733 |

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。当連結会計年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

① レベル2及び3に分類される金融商品の公正価値測定に関する情報

レベル2に分類されたデリバティブは取引先金融機関から提示された価格等に基づき評価しております。

レベル3に分類された株式及び出資金等は投資先の直近の入手可能な将来の収益性の見通しや純資産価額等の情報を総合的に考慮した適切な技法により評価しております。

レベル3に分類されたデリバティブは、仮想電力購入契約（バーチャルPPA）に基づく電力の固定価格と卸市場価格との差額から生じるキャッシュ・フローの決済に関連して認識したデリバティブであり、卸市場における将来価格や再生可能エネルギー発電設備の予想発電量等を考慮した適切な技法により評価しております。

レベル3に分類された金融商品について観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれません。

② レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類される公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 株式及び出資金等 |
|----------|----------|
| 期首残高 | 11,226 |
| 購入 | 4,551 |
| 利得又は損失 | |
| 純損益 | △1,717 |
| その他の包括利益 | △5 |
| 売却又は決済 | △947 |
| 期末残高 | 13,108 |

上記以外にレベル3に分類される金融商品にはデリバティブがあり、それらの変動は純損益によるものであります。

純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に含めております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、当社グループの事業別セグメントを構成する電子部品並びにその関連製品の販売を行っております。事業別セグメントは、当社グループの事業戦略に即して区分されており、「コンポーネント」、「デバイス・モジュール」及び「その他」の3つの事業別セグメントに分類しております。当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、コンポーネント事業をコンデンサ、インダクタ・EMIフィルタに、デバイス・モジュール事業を高周波・通信、エナジー・パワー、機能デバイスに区分して分解しております。

これらの分解した収益とセグメント売上収益との関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------------|-----------|
| コンデンサ | 831,845 |
| インダクタ・EMIフィルタ | 201,273 |
| コンポーネント | 1,033,118 |
| 高周波・通信 | 443,602 |
| エナジー・パワー | 155,741 |
| 機能デバイス | 97,822 |
| デバイス・モジュール | 697,165 |
| その他 | 13,069 |
| 計 | 1,743,352 |

製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度期首 (2024年4月1日) | 当連結会計年度末 (2025年3月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 292,736 | 294,419 |
| 契約負債 | 4,185 | 5,031 |

顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書の営業債権に計上しております。契約負債は、主に支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価に関する残高であり、連結財政状態計算書のその他の流動負債に含まれております。当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、4,185百万円であります。当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、契約負債の残高の重大な変動はありません。なお、契約資産の残高に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約に関し、取引価格に含まれていない重要な対価はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,385円77銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 125円08銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、機動的な財務戦略を可能にするために、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

| | |
|---------------|---|
| (1)取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2)取得し得る株式の総数 | 77,000,000株(上限) 発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.13% |
| (3)株式の取得価額の総額 | 100,000,000,000円(上限) |
| (4)取得期間 | 2025年5月7日から2025年10月29日まで |

(非金融資産の減損に関する注記)

当連結会計年度における連結損益計算書の「その他の費用」には、非金融資産の減損損失22,083百万円が含まれております。

減損損失のうち10,352百万円は、「デバイス・モジュール」セグメントを構成する、MEMS慣性力センサ事業の設備等について計上したものであります。

MEMS慣性力センサ事業においては、主としてモビリティ市場向けに増産投資を実行しましたが、自動運転の高度化が当初の想定よりも緩やかな状況の中で、最新の事業計画に基づき当連結会計年度末における当該資金生成単位の回収可能価額を算定した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っていると判断し、「機械装置、工具器具備品及び車両運搬具」について8,661百万円、「建設仮勘定」について1,559百万円、「ソフトウェア」について31百万円、「その他無形資産」について101百万円を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額である使用価値の算定に用いた見積将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、回収可能価額をゼロと評価しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | | 株主資本計 合 | |
|-----------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-----------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | | 利 益 剰 余 金 計 | | 自己株式 |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | | 土 地 圧 縮 積 立 金 | 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 上 剰 余 金 | 繰 下 剰 余 金 | | | |
| 2024年4月1日残高 | 69,444 | 107,733 | 19,255 | 126,989 | 7,899 | 13 | 767 | 162,707 | 479,962 | 651,351 | △133,441 | 714,344 | |
| 当期中の変動額 | | | | | | | | | | | | | |
| 譲渡制限付株式報酬 | | | 1,557 | 1,557 | | | | | | | 901 | 2,459 | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △101,581 | △101,581 | | △101,581 | |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 221,545 | 221,545 | | 221,545 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | | △80,006 | △80,006 | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | | | | | 0 | 0 | |
| 自己株式の消却 | | | △20,813 | △20,813 | | | | | △56,540 | △56,540 | 77,353 | - | |
| 買換資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | | △1 | | 1 | - | | - | |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | | | | | | | | | | | | | |
| 当期中の変動額合計 | - | - | △19,255 | △19,255 | - | - | △1 | - | 63,425 | 63,424 | △1,750 | 42,417 | |
| 2025年3月31日残高 | 69,444 | 107,733 | - | 107,733 | 7,899 | 13 | 766 | 162,707 | 543,387 | 714,775 | △135,191 | 756,762 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|------------------|------------------------|----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 2024年4月1日残高 | 10,096 | 10,096 | 724,441 |
| 当期中の変動額 | | | |
| 譲渡制限付株式報酬 | | | 2,459 |
| 剰余金の配当 | | | △101,581 |
| 当期純利益 | | | 221,545 |
| 自己株式の取得 | | | △80,006 |
| 自己株式の処分 | | | 0 |
| 自己株式の消却 | | | - |
| 買換資産圧縮積立金の取崩 | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | △4,542 | △4,542 | △4,542 |
| 当期中の変動額合計 | △4,542 | △4,542 | 37,875 |
| 2025年3月31日残高 | 5,554 | 5,554 | 762,316 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品、原材料、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50 年

機械及び装置 4～17 年

2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (3～5年) に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、コンポーネント（コンデンサ、インダクタ、EMI除去フィルタなど）、デバイス・モジュール（高周波モジュール、表面波フィルタ、リチウムイオン二次電池、センサなど）の電子部品並びに関連する商品及び製品の販売を行っております。商品及び製品の販売については、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷から引渡までが通常の期間内であるため、顧客が指定した国内の納品場所へ出荷した時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 1) グループ通算制度を適用しております。
- 2) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

関係会社に対する投融資の評価

1. 当期の計算書類に計上した金額

| | |
|---------|------------|
| 関係会社株式 | 317,459百万円 |
| 関係会社出資金 | 17,414百万円 |
| 長期貸付金 | 72,109百万円 |
| 貸倒引当金 | 4,205百万円 |

2. 重要な会計上の見積りの理解に資する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の評価に当たっては、関係会社の財政状態の悪化により1株当たり純資産額を基礎として算定されている実質価額が取得原価に比べ50%程度以上低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理しております。また、財政状態が悪化した関係会社への貸付金の評価に当たっては、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「3. 引当金の計上基準」に基づいて、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

見積り段階において予測不能な経済条件の変動等により業績及び財政状態が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類における評価及び関連する引当金の金額に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 255,491 百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 389,241 百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 73,839 百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 598,083 百万円 |
| 3. 保証債務 | 372 百万円 |

| 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 被保証債務の内容 |
|---|------------|----------|
| Shenzhen Murata Technology Co., Ltd. | 370 | 仕入債務 |
| pSemi Corporation | 2 | 仕入債務 |
| 合計 | 372 | - |

4. 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している当期圧縮記帳累計額

| | |
|-----------|-----------|
| 建物 | 4,751 百万円 |
| 構築物 | 22 百万円 |
| 機械及び装置 | 87 百万円 |
| 車両運搬具 | 0 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 20 百万円 |
| 土地 | 1,786 百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

| | |
|------------|---------------|
| 営業取引による取引高 | 1,723,410 百万円 |
| 売上高 | 966,355 百万円 |
| 仕入高 | 757,054 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 217,199 百万円 |
| 受取利息 | 428 百万円 |
| 受取配当金 | 203,844 百万円 |
| 受取手数料 | 210 百万円 |
| 資産譲渡高 | 2,437 百万円 |
| 支払利息 | 4,980 百万円 |
| 製品取替・補修費用 | 1,902 百万円 |
| 資産購入高 | 2,541 百万円 |
| その他 | 855 百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類及び数

普通株式

100,640,793 株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

| | | |
|------------|-----------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | 未払賞与 | 3,517 百万円 |
| | 棚卸資産 | 4,226 百万円 |
| | 未払費用 | 1,178 百万円 |
| | 未払金 | 4 百万円 |
| | 未払事業税 | 486 百万円 |
| | 退職給付引当金 | 4,669 百万円 |
| | 関係会社株式 | 6,414 百万円 |
| | 有形・無形固定資産 | 2,047 百万円 |
| | 繰越税額控除 | 870 百万円 |
| | 投資有価証券 | 1,228 百万円 |
| | その他 | 2,729 百万円 |
| 繰延税金資産 | 小計 | 27,374 百万円 |
| | 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △12,579 百万円 |
| 繰延税金資産 | 合計 | 14,795 百万円 |
| 繰延税金負債との相殺 | | △2,341 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | | 12,453 百万円 |
| 繰延税金負債 | その他有価証券評価差額金 | 1,939 百万円 |
| | その他 | 401 百万円 |
| 繰延税金負債 | 合計 | 2,341 百万円 |
| 繰延税金資産との相殺 | | △2,341 百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | | － 百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異

| | |
|-------------------|---------|
| 法定実効税率 | 30.5 % |
| (調整) 受取配当金の益金不算入額 | △27.0 % |
| 研究開発税制等に係る税額控除額 | △6.0 % |
| 外国源泉税 | 1.4 % |
| 繰延税金資産に対する評価性引当額 | 1.4 % |
| その他 | △0.1 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 0.2 % |

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、31.4%となります。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取 引 金 額 | 科 目 | 期末残 高 |
|-----|---|---------------------|------------------------|---------------------------------|------------------------|---|-------------------------|
| 子会社 | 株式会社福井村田製作所 | 所有 直接100% | 当社製品の製造 | 商品等の仕入 (注1) | 155,978 | 買掛金 | 12,316 |
| | | | | 資金の借入 利息の支払 (注2)(注3) | 55,795 35 | 短期借入金 1年以内返済 長期借入金 未払費用 | 56,242 17,500 16 |
| 子会社 | 株式会社出雲村田製作所 | 所有 直接100% | 当社製品の製造 | 商品等の仕入 (注1) | 220,431 | 買掛金 | 16,601 |
| | | | | 資金の借入 利息の支払 (注2)(注3) | 94,982 57 | 短期借入金 1年以内返済 長期借入金 未払費用 | 105,954 11,000 37 |
| 子会社 | 株式会社金沢村田製作所 | 所有 直接100% | 当社製品の製造 役員の兼務 | 資金の借入 利息の支払 (注2)(注3) | 26,343 18 | 短期借入金 未払費用 | 27,253 2 |
| 子会社 | 株式会社岡山村田製作所 | 所有 直接100% | 当社製品の製造 役員の兼務 | 資金の借入 利息の支払 (注2)(注3) | 27,892 18 | 短期借入金 未払費用 | 31,828 9 |
| 子会社 | 株式会社東北村田製作所 | 所有 直接100% | 当社製品の製造 | 資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注2) | 15,300 26,815 82 | 1年以内回収 長期貸付金 長期貸付金 流動資産その 他(未収収益) | 21,007 11,200 2 |
| 子会社 | 株式会社小諸村田製作所 | 所有 直接100% | 当社製品の製造 役員の兼務 | 資金の借入 利息の支払 (注2)(注3) | 16,080 9 | 短期借入金 | 20,711 |
| 子会社 | 株式会社富山村田製作所 | 所有 直接100% | 当社製品の製造 | 資金の借入 利息の支払 (注2)(注3) | 14,645 9 | 短期借入金 | 20,391 |
| 子会社 | Murata Company Limited | 所有 直接100% | 当社及び子会社の製品の販売 | 商製品等の 売上(注1) | 234,845 | 売掛金 | 71,458 |
| | | | | 資金の借入 利息の支払 (注2)(注3) | 68,289 2,844 | 短期借入金 | 59,098 |
| 子会社 | Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd. | 所有 間接100% | 当社及び子会社の製品の販売 | 商製品等の 売上 (注1) | 196,400 | 売掛金 | 66,015 |
| 子会社 | Murata Electronics Europe B.V. | 所有 直接100% | 当社及び子会社の製品の販売 役員の兼務 | 資金の借入 利息の支払 (注2)(注3) | 75,428 1,958 | 短期借入金 | 81,040 |
| 子会社 | Philippine Manufacturing Co. of Murata, Inc. | 所有 直接100% | 当社製品の製造 | 資金の貸付 利息の受取 (注4) | 14,545 237 | 1年以内回収 長期貸付金 長期貸付金 | 43,700 38,590 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の借入及び貸付については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引を含んでおり、市場金利を勘案して利率を決定しております。

国内グループ会社の資金運用管理事業を当社に集約していることから、各社からの借入又は各社への貸付が発生しております。

- (注3) 取引金額は当期の平均借入・貸付残高を記載しております。
(注4) 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
(注5) 子会社に対する貸倒引当金繰入額は2,267百万円を計上しております。
また、子会社に対する貸倒引当金の期末残高は4,205百万円であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額 | 409円33銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 118円54銭 |

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、機動的な財務戦略を可能にするために、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

| | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 77,000,000株(上限) 発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.13% |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月7日から2025年10月29日まで |